

## 最良執行方針

平成20年3月制定

ゴールドマン・サックス証券株式会社

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針及び方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所に上場されている有価証券の注文を受託した際に、お客様から取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

### 1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所に上場されている株券、新株予約権付社債券、E T F（上場投資信託受益証券）、R E I T（不動産投資信託の投資証券）等、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄である株券、新株予約権付社債券等、金融商品取引法第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

### 2. 最良の取引の条件で執行するための方法

#### (1) 上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株券等に係る注文は、お客様から執行方法に関するご指示がない限り、すべて国内の取引所金融商品市場に取り次ぐことと致します。ただし、国内金融商品取引所及び海外金融商品取引所双方に上場されている外国法人発行の上場株券等については、お客様から国内金融商品取引所での執行である旨、その他執行方法に関するご指示がない限り、すべて当社海外関連会社等へ取り次ぐことと致します。お客様からのご指示がない限り、当社又は当社海外関連会社等が直接の相手方となる取引やPTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- ① 国内法人発行の上場株券等については、お客様から委託注文を受託致しましたら、速やかに国内の当該銘柄が上場している取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。取引所金融商品市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、取引所金融商品市場における売買立会が再開された後に取引所金融商品市場に取次ぐことといたします。
- ② ①において、委託注文の取引所金融商品市場への取次ぎは、次のとおり行います。
  - (a) 原則、株式会社日本経済新聞社が厚生年金基金時価評価用途を目的として選定する優先市場を基に取り決めた最良執行用の優先市場へ取り次ぎます。2日間以上に渡って有効な注文については、当初受注時点における最良執行用の優先市場へ取り次ぐことと致します。当該優先市場がご不明な場合には、当社営業員にお問い合わせください。ただ

し、重複上場銘柄においては、当該優先市場よりも良い条件で執行される可能性が高いと当社売買執行担当者が判断した場合にはそのように判断された市場へ取り次ぎます。

(b) (a)により選定した取引所金融商品市場が、当社が取引参加者又は会員となっていないところである場合には、当該取引所金融商品市場の取引参加者又は会員のうち、当該取引所金融商品市場への注文の取次ぎについて契約を締結している者を経由して、当該取引所金融商品市場に取り次ぎます。

#### (2) 取扱有価証券（グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄）

当社においては、お客様からいただいた取扱有価証券に係る注文は、投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぐか、または当社若しくは当社海外関連会社等が直接の取引の相手方となります。当社は、お客様にとって有利と思われる方法を選択し、お客様に明らかに致します。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

### 3. 当該方法を選択する理由

#### (1) 上場株券等

##### ① 国内法人発行の上場株券等

取引所金融商品市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、一般に流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

##### ② 国内金融商品取引所及び海外金融商品取引所双方に上場されている外国法人発行の上場株券等

当該上場株券等については、通常、国内金融商品取引所に比較して本国金融商品取引所での需要が勝っており、流動性、約定可能性等の面で優れていると考えられるからです。

#### (2) 取扱有価証券

お客様からいただいた注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことはより多くの約定機会を確保することができるかと判断される一方で、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で当社又は当社海外関連会社等が直接の取引の相手方となることの方が有利と判断される場合もあるからです。

### 4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2. に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

- ① お客様から執行方法に関するご指示（当社又は当社海外関連会社等が直接の相手方となる売買のご希望、執行する取引所金融商品市場のご希望、お取引の時間帯のご希望

等)があった取引

当該ご指示いただいた執行方法

- ② 当社が第一種金融商品取引業または第二種金融商品取引業として行う一任契約に基づく執行

委任された範囲内において当社が選定する方法

- ③ 株式累積投資、取引約款等において執行方法を特定している取引

当該執行方法

- ④ 端株及び単元未満株の取引

お客様から執行方法に関するご指示がない限り、端株及び単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐことと致します。

- (2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。  
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、そのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上